

# 須永ヨシの卒業（進級）証書に関する考察

——「教育令」期（明治 10 年代）の学校制度の変遷を反映——

麻生千明

足利工業大学非常勤講師

Study about Sunaga Yoshi's Certificates of Graduation of a Class (Grade) of Ashikaga Elementary School in the 10s Meiji Era ("Kyouikurei" Period)

Chiaki ASOU

## Abstract

Yoshi Sunaga is Hirokichi's second daughter. She entered Ashikaga elementary school at fourteen years of Meiji-era. Later she entered "Daiichi" higher elementary school. Her many certificates of graduation of a class (grade) shows transition of school institution in those days.

*Keywords: certificates of graduation of a class (grade), Ashikaga elementary school, the 10s of Meiji-era ("Kyouikurei" period)*

## はじめに

足利市通町在住の須永家（当主・須永和夫氏）のご先祖の卒業証書をお預かりした。証書は、須永廣吉の長男平太郎、二女ヨシ、五男政五郎、平太郎の長女ハツの 4 人分があった。本稿は、廣吉の長男、平太郎の証書の考察の続編で、廣吉の二女、ヨシの卒業（進級）証書について考察するものである。

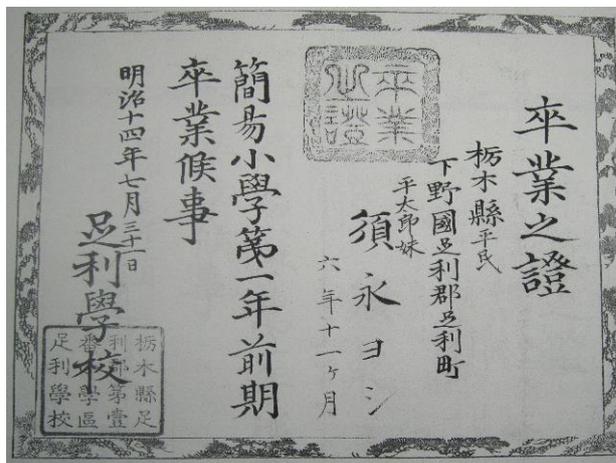
ヨシは、廣吉の二女として 1874（明治 7）年 9 月 15 日に誕生、地元の足利小学校に入学した。同校は当時、「足利学校」と呼称されたが、歴史的に有名な「足利学校」と混同しないよう、本稿では「足利小学校」と表記することにする。

ヨシの卒業証書は、1881（明治 14）年 7 月 31 日付で足利小学校より授与されたものを最初に、1889（明治 22）年、創設されたばかりの第一高等小学校の卒業に至るまでの卒業証書 13 枚と、成績優秀による賞状 2 枚がある。ヨシの卒業証書は、学校制度の変化の激しかった明治 10 年代の「教育令」期から第 1 次「小学校令」公布（1888 年・明治 19 年）後にか

けての、学校制度の変化が激しかった状況を反映しており、大変貴重かつ興味深い資料である。

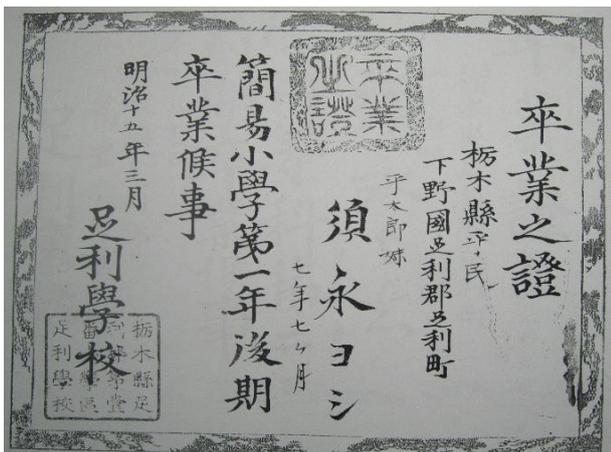
## 1. 卒業証書に「簡易小学」の文言（明治 14 年） ——「教則」の多様化を反映——

須永ヨシは、下に掲げたように、1881（明治 14）年 7 月 31 日に足利小学校第一年前期の卒業証書を授与されている。



平太郎の明治初年の証書にはタイトルはなかったが、ヨシの証書には「卒業之證」とのタイトルが付けられており、緑色の縁取りがある。上方には「卒業之證」という押印がある。そして「栃木縣平民」、住所のあと続柄は「廣吉二女」ではなく「平太郎妹」と書かれている。父、廣吉は亡くなっていたようである。拝見させていただいた戸籍謄本(明治14年作成)にはヨシについて「亡父廣吉二女」となっており、長男平太郎が「明治十四年五月十四日相続」とあり戸主になっている。平太郎は足利小学校に入学した1874(明治7)年9月に「十二歳一カ月」だったので、当時は成人に近い19歳9カ月であった。そして文面は「簡易小學第一年前期卒業候事」とあり、授与者は「足利學校」で校印も押されている。

続いて8カ月後の1882(明治15)年3月付で下に示したように一年後期の卒業証書が授与されている。



この証書で注目されるのは「簡易小學」と表記されていることである。この点に関しては、すでに石関けいの卒業証書に関して考察をおこなったところである。<sup>(1)</sup>すなわち教育史の通説では、簡易小学(簡易科)は、初代文相森有礼が1886(明治19)年公布の(第1次)「小学校令」において尋常小学(4年)、高等小学(4年)という本体のほか、就学普及の目的で、貧民家庭の子弟を対象に授業料無償、学科も読書・作文・習字・算術の4学科、授業時間も1日2~3時間の、文字通り「簡易」な学校として制度化したものである。したがってそれ以前の明治10年代半に「簡易小学」という用語がみられたことは大きな驚きであった。そして考察の結果、「学制」期末の明治10年頃から「学制」の画一的強制政策のゆ

きづまり状況を打開すべく、修学年限やカリキュラム等について地域の実情に応じた多様化がみられ、多様な教則が制定実施されたのである。前稿(注(1)掲出拙稿)では特に長野県に焦点をおいて考察した。同県では法令改正等に応じてきめ細かい教則改訂の動きがみられたが、おおむね修学年限に応じて、8カ年にわたる「高等」小学教則、6カ年の「尋常」小学教則、4カ年の「簡易」小学教則の3種類に整理することができた。全国各府県においても同様の方針がみられたものと思われる。

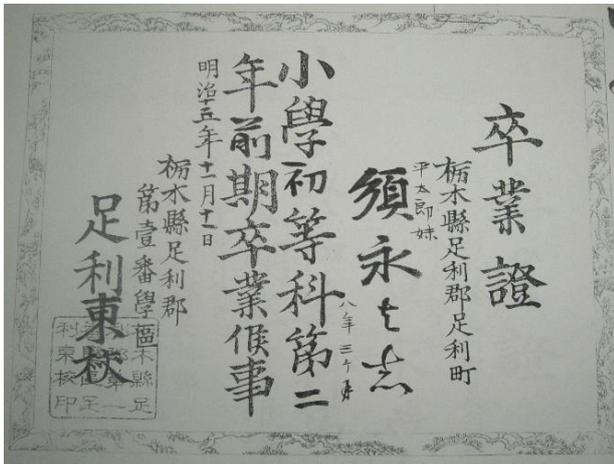
栃木県においても、「教育令」公布後、1880(明治13)年1月に「栃木県公立小学模範教則」を制定、冒頭に「公立小学校教則模範ノ為メ簡易小学科、尋常小学科、高等小学科ノ三種ヲ設クルコト左ノ如シ」<sup>(2)</sup>とし、明記はされていないが、恐らく4年間課程の簡易小学科、「六ヶ年ノ学期ニ止ル」尋常小学科、「八ヶ年ノ学期ニ至ル」高等小学科の3種類の教則を制定、同法の「附言」として「第一条 模範教則三種中ノ学科ヲ直ニ履行スル時ハ学務委員ヨリ県庁ヘ開申スベシ 但一校ニ於テ二種或ハ三種ノ学科ヲ併セ置クハ適宜タルベシ」<sup>(3)</sup>とある。したがって以後、県下各学校においては、その3種類の教則のうちいずれか、あるいは複数の教則が採用されることとなった。

栃木県下小学校の沿革をみると、例えば塩谷郡喜連川町立喜連川小学校では「〃(明治…引用者注、以下も同じ)一三・四 喜連川宿章明館と称し簡易尋常高等の三階の階級に改定する(八年制)」<sup>(4)</sup>とあるように簡易、尋常、高等の3種類の教則を採用しており、那須北郡黒羽町立須賀川小学校では「〃一三 須賀川簡易小学校と改称」<sup>(5)</sup>とあることから、簡易教則のみが採用された例といえよう。このように、各学校が採用した教則、ないし生徒が履修した教則の種類(修学年限の長さ)によって、卒業証書等に「高等小学」、「尋常小学」、「簡易小学」などの表記がなされたものと思われる。須永ヨシが履修した教則は「簡易教則」だったゆえに「簡易小学」という表記がなされたものと思われる。ちなみに木村政次郎が月谷学校から1881(明治14)年11月に授与された卒業証書には「尋常小學」とあったが、履

修した教則が尋常小学教則だったからであろう。<sup>(6)</sup>

## 2. 「初等科」の文言の登場——「改正教育令」下の 明治15年半以降——

簡易小学1年後期の卒業証書に続いてヨシは、8か月後の1882(明治15)年11月11日付で次のような卒業証書が授与されている。



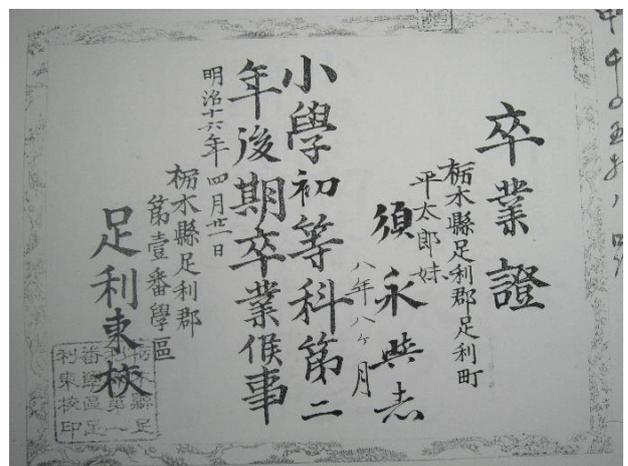
タイトルは「之」がなくなって「卒業証」となっている。緑の縁取りは同じである。授与主体も「足利東校」となっている。同年、足利小学校は3分校を廃し、本校が「足利東校」と改称されたのである。そして文面は「簡易小學」の文言がなくなり、「小學初等科第二年前期卒業候事」と大きく変化している。

こうした文面の変化の背景には、学校制度自体の大きな変化があった。すなわち「学制」期の画一的、就学強制政策がゆきづまり状況を呈するなか、1879(明治12)年には「学制」が廃止、「教育令」が公布され、教則の多様化と就学政策の緩和が方針とされる。「教育令」では、義務就学期間について学齢期間中「少クトモ十六箇月ハ普通教育ヲ受クヘシ」<sup>(7)</sup>と規定された。ところが、そうした就学の大幅な緩和政策により学事衰退を招来するや、翌1880(明治13)年12月には「教育令」が改正、再び就学督励政策が採られる。「改正教育令」では就学義務について「父母後見人等ハ其学齡児童ノ小学科三箇年ノ課程ヲ卒業サル間已ムヲ得サル事故アルニアラサレハ少クトモ毎年十六週日以上就学セシメサルヘカラス」(第十五条)<sup>(8)</sup>と「小学科三箇年ノ課程」の修了を義務としている。「小学科三箇年ノ課程」とあるように、「改正教育令」においては学校制度が大きく改革された。

すなわち「学制」期においては尋常小学が下等小学(4年)・上等小学(4年)の4・4制であり、「教育令」においてもその制度に変更はなかった。それが「改正教育令」においては、小学校(8年間)を初等科(3年)、中等科(3年)、高等科(2年)の3・3・2制に改革、そのうちの初等科3カ年の課程の修了を義務としたのである。そして「改正教育令」に基づいて翌1881(明治14)年5月に「小学校教則綱領」が公布され、教育課程について詳細に規定された。以後、各府県では「小学校教則綱領」に準拠して教則が制定されることとなり、教育課程の全国画一化が進展していくこととなったのである。

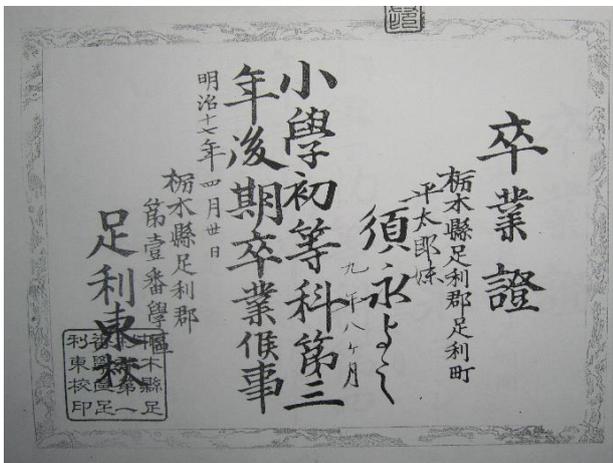
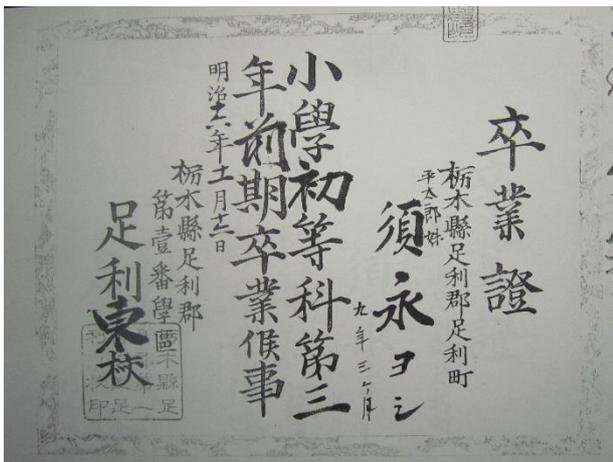
栃木県においては「小学校教則綱領」に基づいて、1882(明治15)年1月に「栃木県小学校教則」が制定公布されたが、その第一条に「小学科ヲ分チテ初等、中等、高等ノ三等トス」<sup>(9)</sup>とある。したがってその「栃木県小学教則」の制定を契機に、卒業証書に「初等科」の表記が入るようになったのである。石関けいの場合も1882(明治15)年5月授与の卒業証書に「初等科」の文言がみられた。(注(1)掲出拙稿)「栃木県小学校教則」の公布が1882(明治15)年1月であるから、当時の半年進級制を考えれば、その「教則」の制定実施より約半年を経過した同年5月頃から卒業証書に「初等科」、「中等科」などの表記が登場するようになったとみてよいであろう。

ヨシは、すでに簡易科1年の前・後期を修了していたので、学校制度変更後は初等科の2年次に編入、2年前期の卒業証書に続いて翌1883(明治16)年4月21日付で2年後期の卒業証書が授与されている。



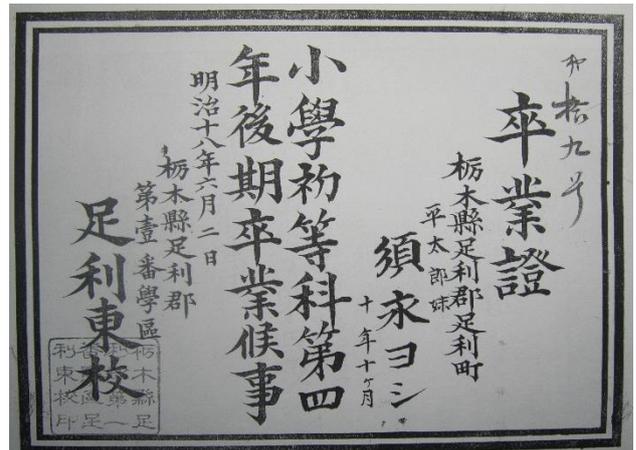
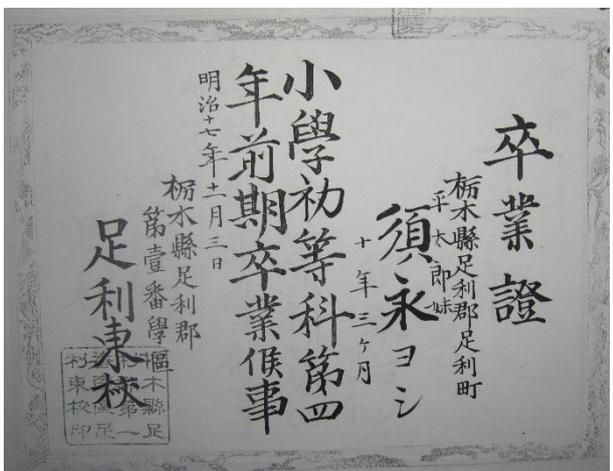
さらに、以下に示したように7か月後の同年11月

16日には初等科3年前期、翌1884(明治17)年4月30日には3年後期の卒業証書が授与されている。



### 3. 「改正教育令」下の「3・3・2」の制度原則に対して栃木県は「4・2・2」制を採用

初等科3年の前・後期を修了したヨシは、以下に示したように、1884(明治17)年11月3日付で4年前期、さらに7カ月後の翌1885(明治18)年6月2日付で4年後期の卒業証書が授与されている。



4年後期の証書は、緑の縁取りから黒の二本線の縁取りへと変化している。なおここで注目されるのは「初等科第四年」と記されていることである。前述したように、「改正教育令」においては初等科3年・中等科3年・高等科2年の3・3・2の学校制度が示され、翌1881(明治14)年の「小学校教則綱領」が公布され、全国各府県ではその「教則綱領」に準拠して教則が制定公布された。以後、学校制度と教育課程の全国的画一化が進展することとなった。

前述したように栃木県では1882(明治15)年1月に「栃木県小学教則」が制定されたが、注目されるのは、その第五条に「小学校ノ学期ハ初等科ヲ四ヶ年トシ、中等科及高等科ヲ各二ヶ年トシ通シテ八ヶ年トス」<sup>(9)</sup>(傍点引用者)と規定されていることである。すなわち栃木県においては初等科・中等科・高等科の修業年限を3・3・2ではなく4・2・2と規定しているのである。前に考察した石関けいの場合も、共励学校より初等科4年前・後期の卒業証書が授与されていた。(注(1)掲出拙稿)

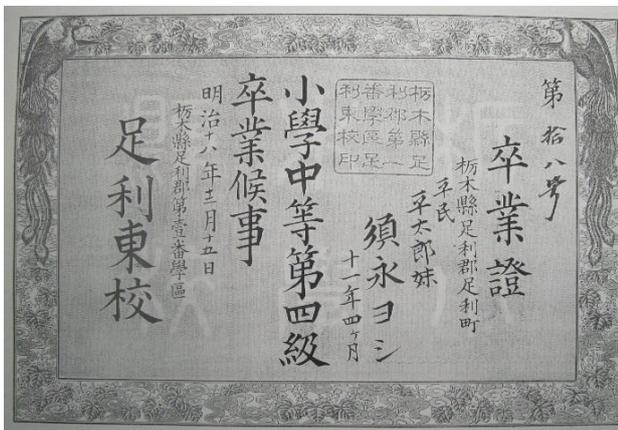
栃木県下の小学校沿革史等を見ると、例えば那須北郡黒羽町立黒羽小学校の沿革に「(明治…引用者注、以下も同じ)一五・三・二 本県制定小学校教則により初等科、中等科、高等科の三科を置く。但初等科一年前期一四年後期 中等科五年前期一六年後期 高等科七年前期一八年後期」<sup>(10)</sup>とある。すなわち4・2・2制であった。また安蘇郡飛駒村立飛駒小学校の沿革には「(一三・四 初等科四年、中等科二年、高等科二年制に改む」<sup>(11)</sup>とあり、やはり4・2・2制である。ただし「一三・四」すなわち1880(明治13)年4月となっている。同年は「改

正教育令」が公布された年であるが、「小学校教則綱領」に準拠して、「栃木県小学教則」が公布されたのは1882(明治15)年1月であり、県内他校の沿革等をみても、制度改革はたいてい明治15、16年であり、「一三・四」には若干疑問が残る。また塩谷郡矢板町立矢板小学校の沿革には「〱一五 教則改正により学科を分ちて初等、中等、高等の三科としその修業年限初等科三年中等科三年高等科二年としこのとき校名を改めて矢板小学校と称す」<sup>(12)</sup>とある。1882(明治15)年に制度改革が行われているが、ただし4・2・2ではなく3・3・2制である。同じ栃木県内であっても学校によって各科の修業年限は必ずしも同一ではなかったのであろうか。

学校制度の改革は、翌1883(明治16)年にも多くの学校で実施されている。いずれも大田原市立小学校(現在)であるが、「〱一六 初等科中等科を設置(親園小学校)<sup>(13)</sup>」、「〱一六 初等科中等科を設置したが同二〇年廃校となる」(宇田川小学校)<sup>(13)</sup>、なお佐久山小学校は「〱一六 小学校初等科を置く 〱一八 小学校中等科、高等科を置く」<sup>(14)</sup>とある。初等科、中等科、高等科の設置は必ずしも同時にではなく、年次経過にしたがって段階的に設けられていたケースもあったようである。

#### 4. 「〇年(前期・後期)」表示から「級」表示に変更(明治18年12月公布の「文部省達」が背景)

1885(明治18)年6月2日に「初等科第四年後期」の卒業証書を授与されたヨシは、中等科に進級、同年12月15日には、次のように「小學中等第四級卒業候事」との文面の卒業証書が授与されている。



注目されるのは、それまでの「第〇年前(後)期」

という年表示から、「第〇級」と級表示に変更していることである。書式も薄茶色の背景に紫の幅広い縁取りへと変化している。

石関けいの場合(注(1)掲出拙稿)も、1885(明治18)年6月の証書は「小學中等科第五年後期卒業候事」との文面だったのが、同年12月の証書になると「小學中等第二級卒業候事」と「年(前・後期)」表示から「級」表示へと変化していた。

ふり返ると、「学制」期は下等小学8級・上等小学8級という等級制のもと卒業証書はすべて「級」表示であったが、「教育令」期においては「年」(前期・後期)表示へと変化した。それが須永ヨシの場合も石関けいの場合も、いずれも1885(明治18)年12月の証書から再び「級」表示へと変化しているのである。その背景要因として同年12月に次のような「文部省達第十六号」が公布され、半年進級制から1年進級制へと制度変更したことが大いに関係しているように思われる。

公立小学校ニ於テハ修業期限一箇年ヲ以テ一學級トスヘシ此旨相達候事

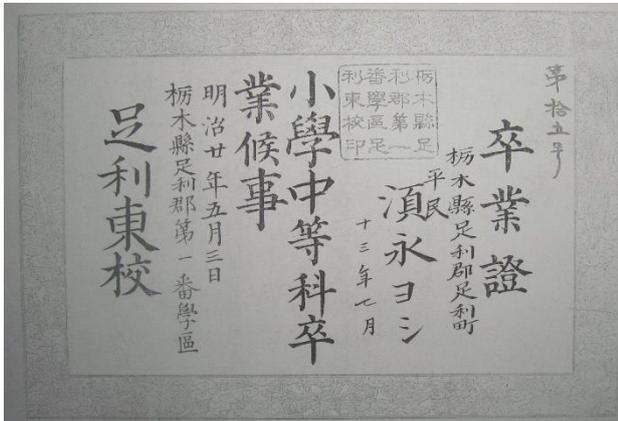
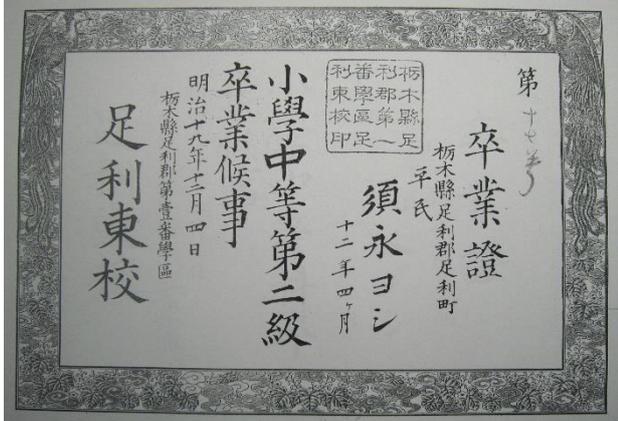
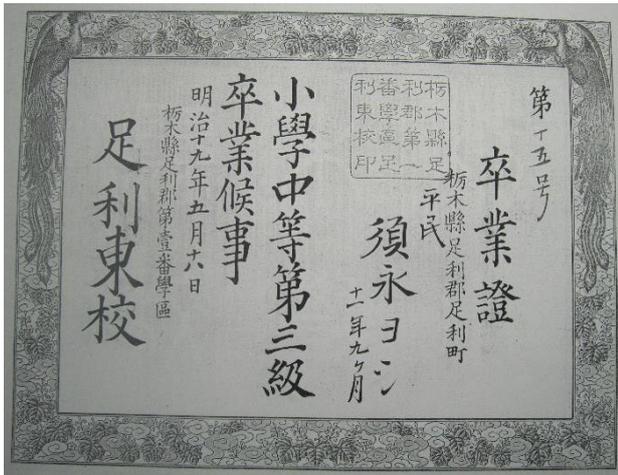
但特ニ修業期限半箇年ヲ以テ一學級トセントスルトキハ事由ヲ具シテ文部卿ノ認可ヲ經ヘシ<sup>(15)</sup>

また同日、「文部省達第十七号」をもって「私立小学校ニ於テハ修業期限一箇年若クハ半箇年ヲ以テ一學級ト定メ府知事県令ノ認可ヲ經シムヘシ此旨相達候事」<sup>(15)</sup>との達が出された。すなわち公立および私立小学校において、半年進級も許容はしているものの、1年進級を原則と指示しているのである。したがって1年進級という制度原則のもとで卒業証書等の文面等に「〇年前期」、「〇年後期」と表記することは適当ではないと判断されたのではないかと推察される。なお上記条文中「一學級」とある「學級」とは、今日のような集団(class)概念ではなく「階梯」(grade)概念である。すなわちこの文部省達では「學級(級)」が等級(grade)を意味する用語として用いられていることも、「級」表示が妥当と判断された根拠にもなったのではないかとと思われる。

南那須郡烏山町立下境小学校に沿革には、「〱一

六・一二 初等科一年前期より四年後期に至る八段階あり、児童総数四六名 〱一八・一二 初等科六級より中等科三級に至る一〇段階あり児童総数四八名」<sup>(16)</sup>とある。すなわち1883(明治16)年12月に初等科(4学年・8段階)に改革、1885(明治18)年12月には「年(前・後期)」から「級」に変更したことが記されている。

さらにヨシは、下に示したように、1886(明治19)年5月には「中等第三級」、同年12月4日には「中等第二級」、そして翌1887(明治20)年5月3日付で中等科の卒業証書が授与されている。

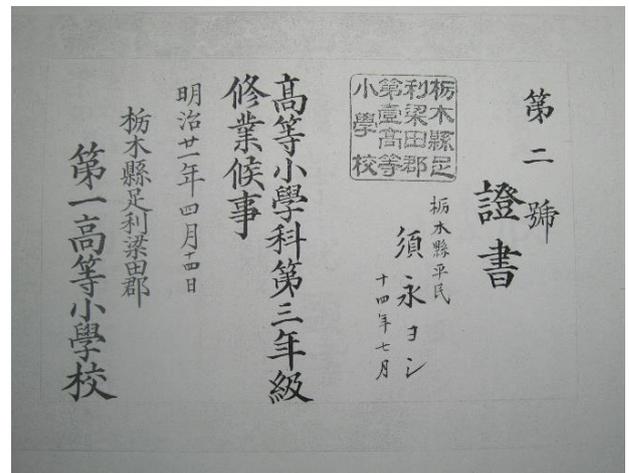


中等科は修業年限が2年間なので4級、3級、2

級、1級と進級していった。当然、ヨシには1級の卒業証書も授与されたのであろうが、お預かりしたなかにはなかった。あるいは中等科の卒業証書に含まれていたのであろうか。なお第2級の卒業証書からは和紙から洋紙へと変わり、白色の背景に紫色の幅広い縁取りに変化している。

### 5. 第1次「小学校令」下の学校制度改革と高等小學校への進学(編入)

足利小學校(足利東校)の中等科を卒業したヨシは、1年後の1888(明治21)年4月14日付で次のような「證書」が授与されている。



タイトルは単に「證書」となっており、文面は「高等小學校第三年級修業候事」となっている。授与主体は「第一高等小學校」となっている。すなわち中等科の上の高等科ではなく、「第一高等小學校」という新設された学校から授与されているのである。そこにはまた学校制度の大きな改革があった。

すなわち1885(明治18)年12月、内閣制度が敷かれ伊藤内閣のもと森有礼が初代文部大臣に任命になる。森は翌1886(明治19)年4月に「小学校令」、「中学校令」、「帝国大学令」、「師範学校令」を公布、小學校に関しては、「小学校令」の第1条に「小學校ヲ分チテ高等尋常ノ二等トス」<sup>(17)</sup>と規定される。従来の「学制」期は、尋常小學校(修業年限8年)が下等・上等の2段階に、「教育令」期は、初等科・中等科・高等科の3段階に分かれていた。すなわち「従来小學校に高等科中等科初等科といふが如き區別があつても、これは一學校中の等級であつたが、今回は之を改め、小學校に尋常高等といふ二箇の種類を

設けたこと」<sup>(18)</sup>が大きな相違であると説明されている。すなわち森文相によるこの(第1次)「小学校令」において成立した尋常小学・高等小学は、学校の種別であり、従来のように尋常小学校のなかの段階化ではなくなったのである。そして同年5月25日公布の「文部省令第八号」(「小学校ノ学科及其程度」)に「第一条 尋常小学校ノ修業年限ヲ四箇年トシ高等小学校ノ修業年限ヲ四箇年トス」<sup>(19)</sup>と尋常小学、高等小学ともに修業年限は4年となったのである。

当時、栃木県内に尋常小学校は250校ほど存在したが、高等小学校はわずか20校(生徒総数は2851人)と僅少であった。足利地方においては足利梁田郡足利町に「第一高等小学校」、同郡福居町に「第二高等小学校」の2校が設けられた。<sup>(20)</sup>ヨシは、その第一高等小学校に進学(編入)し、同校から前掲の「證書」が授与されたのである。

## 6. 「卒業証書」と「修業証書」の分化

上掲の「證書」は、用紙も和紙から洋紙へと変わり、黄色の幅広い縁取りへと変化している。そしてタイトルが、従前は「卒業之證」、「卒業證」となっていたが、今回は単に「證書」となっており、しかも文面が「高等小學校第三年級修業候事」と、「卒業」ではなく「修業」へと文言が変化している。すなわち、言わば「修業証書」であった。明治20年代末には「修業証書」と銘打たれるようになる。

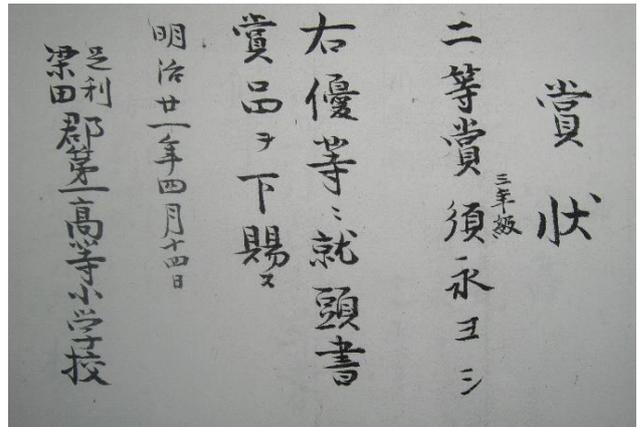
ヨシは、すでに初等科4年、中等科2年の計6年間を修了しており、したがって尋常小学(4年)、高等小学(4年)という新しい学校制度のもとで新設された高等小学校の3年級に編入、同級を修了したので「證書」が授与されたのである。

また「第三年級」とは今日の学年制度と同様、3学年という意味である。前述したように、1885(明治18)年12月公布の「文部省達第一六号」及び「第十七号」により半年進級制から1年進級制が原則となる。そうした制度変更に伴い、栃木県下の小学校でも編制替えが行われた。下都賀郡壬生尋常小学校の1887(明治20)年の校務日誌に「三月七日(月)

年級編制ノ為八日ヨリ後期生悉皆前期ノ内優等ノ者ヲ試験ス 年級編制ニ付テハ学力相当ノ者ハ試験

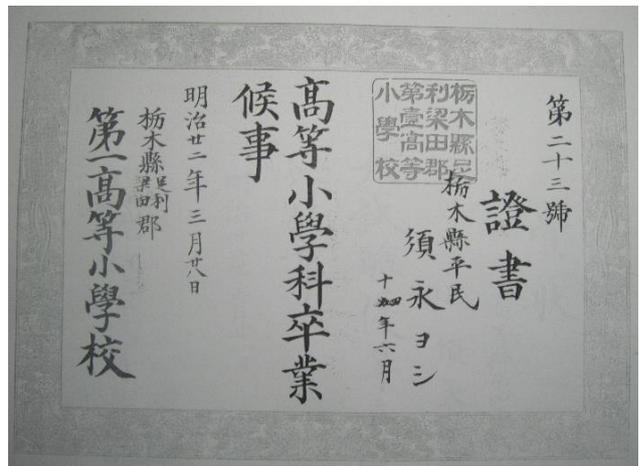
ノ上相当ノ級ニ組入有之ニ付来十一日本人同携本校ニ申出有様通達有之度旨戸長松本政人ニ報告ス」<sup>(21)</sup>との記録がみられる。この頃から証書等にも、今日の学年に相当する「年級」という用語が用いられるようになる。

なおヨシは、第3年級修了時の進級試験の成績が優等だったようで、「修業証書」と同じ日付で次のような賞状も授与されている。



書面はすべて筆書きである。「二等賞」となっており、文中に「頭書賞品ヲ下賜ス」とあるが、証書の前部分は欠損しており、賞品名は不明である。

そして1年後の1889(明治22)年3月には同校の4年級も修了し、次のような高等小学校の卒業証書が授与されている。

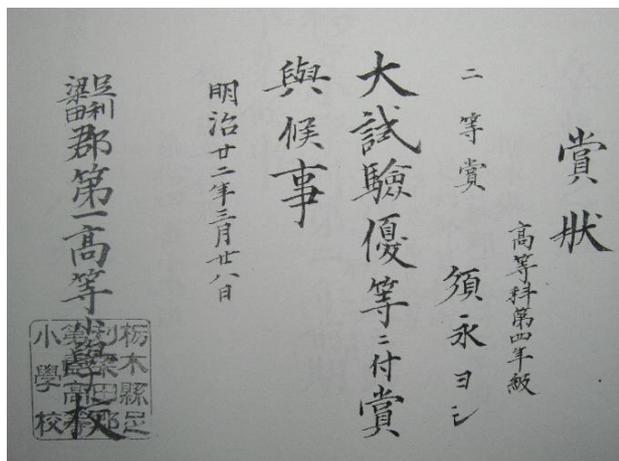


タイトルは単に「證書」であるが、文面は「高等小學校卒業候事」となっており、「卒業証書」である。

従前の「学制」期、「教育令」期の卒業証書は、級や学年(前・後期)の修了ごとに授与されており、「卒業証書」と銘打たれてはいたが、実質的には「進級証書」と言うべきものであった。ところが(第1次)「小学校令」公布後からは、「卒業証書」は、現

在と同じように尋常小学校や高等小学校など、学校の教育課程の修了（卒業）を証するものとなり、学年の修了は「修業証書」へと分化していくのである。

なおヨシは、下に掲げたような「賞状」も授与されている。当時、学校卒業時の卒業試験を「大試験」と称したが、ヨシは「大試験」の成績も優等だったようである。洋紙は和紙で、全文筆書きである。



#### まとめ

以上、本稿は須永廣吉の二女で、平太郎の妹ヨシの卒業証書および褒賞状について考察してきた。ヨシは1881（明治14）年に地元の足利小学校（「足利学校」）に入学、1887（明治20）年5月に同校の「中等科」を修了後、新しい学校制度のもと足利町に新設された第一高等小学校の3年級に進学（編入）、同校を優秀な成績で卒業したのである。

ところで明治期は依然として就学率は低く、明治20年代においても義務教育の尋常小学校の就学率でも半分以下で、かつ中途退学も多かった。とりわけ女子は、「良妻賢母」主義の女子教育観のもと、女子に高度な学問、学校教育は不要とされていた時代であり、女子の就学率は男子の半分以下と極めて低かった。学校就学よりも裁縫など家事の技術を習得することがより肝要と考えられていた時代である。そんな時代状況のなかで、ヨシは義務教育後の高等小学校にまで進学し、かつ優秀な成績で卒業したのである。当時においては極めて稀少な事例であり、同女の卒業後の活躍が想像されたのであるが、拝見させていただいた戸籍には「明治廿三年十一月七日死亡」と朱書されていた。高等小学校を卒業してわ

ずか1年後のことである。当主の須永和夫氏にお伺いしたところ、当時猛威をふるったスペイン風邪に罹患し死亡したとのことであった。若干16歳という若さであったという。現在であれば医療もかなり進歩しており、救命できたのであろうが、実に無念な思いが拭いきれなかった。

#### 注

- (1) 拙稿「明治前半期の卒業証書にみる学校制度・進級制度の考察——その二・石関けいの「教育令」期の「卒業証書」を主資料に——」『足利工業大学 東洋文化 第34号』平成27年1月
- (2) 『栃木県史 史料編 近現代Ⅷ』栃木県史編さん委員会 昭和50年 61頁
- (3) 同上書 64頁
- (4) 『栃木県教育史 第三巻』栃木県教育史編纂会 昭和32年 512頁
- (5) 同上書 527頁
- (6) 拙稿「明治前半期の卒業証書にみる学校制度・進級制度の考察——その一・木村宜礼家の資料を中心に——」『足利工業大学 東洋文化 第33号』平成26年1月
- (7) 『明治以降教育制度発達史 第二巻』162頁
- (8) 同上書 203頁
- (9) 注(2)掲出書 66頁
- (10) 注(4)掲出書 523頁
- (11) 同上書 584頁
- (12) 同上書 491頁
- (13) 同上書 516頁
- (14) 同上書 520頁
- (15) 注(7)掲出書 277頁
- (16) 注(4)掲出書 550頁
- (17) 『明治以降教育制度発達史 第三巻』37頁
- (18) 同上書 42頁
- (19) 同上書 39頁
- (20) 注(4)掲出書 261頁
- (21) 同上書 287頁